

**第1条 適用**

株式会社ジェイコム湘南・神奈川(以下「当社」といいます。)は、JCNスマートテレビ加入契約約款(湘南・鎌倉局)(料金表を含みます。以下「STVB約款」といいます。)若しくはJCNインターネット加入契約約款(湘南・鎌倉局)(料金表を含みます。以下「ネット約款」といいます。)又はJCNテレビ加入契約約款(湘南・鎌倉局)(料金表を含みます。以下「テレビ約款」といいます。)或いはKDDI株式会社が定めるKDDIケーブルプラス電話サービス契約約款とケーブルプラス電話工事規約(以下「電話約款等」といいます。)及びこのJCN WiMAXサービス利用規約(料金表を含みます。以下「本規約」といいます。)により、JCN WiMAXサービス(以下「本サービス」といいます。)を提供します。

**第2条 変更**

当社は、この規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

**第3条 用語の定義**

この規約では、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

JCN WiMAXサービス	当社が、WiMAX回線によるインターネット接続環境を提供するサービスをいいます(以下「本サービス」といいます。)
WiMAX回線	UQコミュニケーションズ株式会社(以下「UQ」といいます。)による広帯域移動無線アクセスシステムサービスの卸電気通信役務を利用して提供する、高速モバイル通信回線をいいます
JCNスマートテレビ	当社が、JCNスマートテレビ加入契約約款に基づいて提供するスマートテレビサービスをいいます
JCNインターネット	当社が、JCNインターネット加入契約約款に基づいて提供するインターネット接続サービスをいいます
JCNテレビ	当社が、JCNテレビ加入契約約款に基づいて提供する放送サービスをいいます
JCN電話	KDDI株式会社が定めるKDDIケーブルプラス電話サービス契約約款と、当社のケーブルプラス電話工事規約に基づいて提供する電話サービスをいいます
WiMAX契約	本サービスを利用するための契約をいいます
WiMAX加入申込者	当社に本サービスの加入契約の申込みをした者をいいます
WiMAX契約者	本サービスを契約している者をいいます
WiMAX対応機器	本サービスを利用するために契約者が保有する、アンテナ及び無線送受信装置で、契約者端末に装着、接続する機器をいいます
契約者端末	本サービスを利用するために契約者が保有する、携帯電話、パーソナルコンピュータなどの機器をいいます
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他電氣的設備をいいます

	す
電気通信事業者	電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出を行った者をいいます
無線機器	アンテナ設備及び無線送受信を有する端末設備又は自営電気通信設備であって、本サービスに係る契約に基づき使用されるものをいいます
無線基地局設備	無線機器との間で電波を送り、又は受けるための電気通信設備をいいます
契約者回線	無線基地局設備とWiMAX契約者が指定する無線機器との間に設定される電気通信回線をいいます
集合住宅	共同住宅、集合住宅で2以上の複数世帯が入居するアパート、マンション等の賃貸又は分譲住宅で当社が判断した住宅(以下「集合住宅」といいます。)

#### 第4条 本サービスの種類等

WiMAX契約には、料金表に規定する種別があります。

2 当社は、本サービスを変更若しくは終了することがあります。

#### 第5条 WiMAX契約の単位

当社は、契約者回線1回線ごとに1のWiMAX契約を締結します。

2 WiMAX契約者が1のWiMAX契約で利用できるWiMAX対応機器は1つまでとし、この機器は当社が指定したものに限りません。

#### 第6条 本サービスの提供条件

本サービスの申し込みは、「JCNスマートテレビ若しくはJCNインターネット又はJCNテレビ或いはJCN電話」(以下「JCNサービス」といいます。)の契約者が、本規約を承諾し、当社の指定する方法により所要事項を当社に通知するものとします。所要事項の通知は正確に事実を通知するものとし、理由の如何にかかわらず虚偽の通知をしてはならないものとします。

2 本サービスは、前項の規定に加え次に定める条件を満たす場合に提供するものとします。

- (1) 本サービスの契約者とJCNサービスの契約者名義が同一である。
- (2) 本サービスの契約者とJCNサービスの契約者の住所が同一である。

#### 第7条 WiMAX契約申込みの承諾

当社は、WiMAX契約の申込みがあったときは、受け付けた順に従って承諾します。ただし、当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。この場合、当社は、申込みを行った者に対してその理由とともに通知します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、本サービスの取扱い上余裕のないときは、その承諾を延期することがあります。

3 当社は、第1項の規定にかかわらず、次に該当する場合には、申込みを承諾しないことができ

るものとします。又、当社は承諾後においても次の各号に該当する事実が判明した場合には、違約の責めを負うことなくその承諾を取り消すことができることとします。

- (1) 当社のサービスの提供が技術的な理由等により困難な場合。
- (2) 申込時に当社へ通知した所要事項に虚偽、不備がある場合。
- (3) WiMAX加入申込者が未成年者、成年被後見人で、それぞれ法定代理人、後見人の同意が得られない場合。
- (4) 料金等の支払い方法について、当社が定める方法に従っていただけない場合。
- (5) WiMAX加入申込者が本規約に違反する恐れがあると認められる場合。
- (6) WiMAX加入申込者が本規約で規定する本サービス以外の当社が提供するサービスの利用により発生する自己に課せられた債務の履行を怠ったことなどがある場合。
- (7) WiMAX加入申込者の利用するJCNサービスの利用が停止された状態である場合。
- (8) その他、当社の業務に著しい支障がある場合。

4 当社が本人性及び年齢の確認の為身分証の提示を求めた場合、WiMAX契約の申込みをした者はこれに応じるものとします。

#### **第8条 定期契約期間**

本サービスには、WiMAX契約がサービス開始となった日の属する月を1と起算して12ヶ月間の定期契約期間があります。

2 定期契約期間が満了した場合は、満了月の月末若しくは満了月の翌月(以下「更新月」といいます。)に、契約を更新します。ただし、更新月であって、第9条(WiMAX契約者が行うWiMAX契約の解除)に規定する期日までに、WiMAX契約者よりWiMAX契約の解除の申し出があった場合には、この限りではありません。

3 WiMAX契約者は、更新月以外に解約若しくはWiMAX契約の解除があった場合には、当社が定める期日までに、料金表1-5(契約解除料)で定めた契約解除料を支払っていただきます。

#### **第9条 WiMAX契約者が行うWiMAX契約の解除**

WiMAX契約者は、WiMAX契約を解除しようとするときは、解約を希望する日の10日以上前にそのことを当社指定書式により当社にその旨を申出るものとします。

2 WiMAX契約解除後のWiMAX対応機器の維持・管理は、WiMAX対応機器所有者の責任において行うものとします。

#### **第10条 当社が行うWiMAX契約の解除**

当社は、次の場合には、そのWiMAX契約を解除することがあります。

- (1) JCNサービスの契約が解除されたとき。
- (2) 第12条(利用停止)の規定により本サービスの利用停止をされたWiMAX契約者が、なおその事実を解消しないとき。
- (3) 電気通信回線の地中化等、当社又はWiMAX契約者の責に帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難でJCNサービス及び本サービスの提供の継続ができないとき。

(4)集合住宅等の共聴施設によりJCNサービスの提供を受けているWiMAX契約者については、集合住宅契約が終了した場合は、WiMAX契約も当然に終了するものとします。

2 前項の場合において、当社の業務の遂行上著しい支障がある場合には、催告しないで直ちに本サービスの提供を停止し、そのWiMAX契約を解除することがあります。

#### **第11条 利用中止**

当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。

(1)当社又はUQの電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。

前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことをWiMAX契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

#### **第12条 利用停止**

当社は、WiMAX契約者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止することがあります。

(1)本規約及びSTVB約款若しくはネット約款又はテレビ約款或いは電話約款等に規定された義務を現に怠り又は怠る恐れがある場合。

(2)WiMAX契約者から、WiMAX対応機器の紛失又は盗難の申告があった場合。

(3)前各号のほか、本規約に違反する行為、本サービスに関する当社若しくはUQの業務の遂行若しくは電気通信設備のいずれかに著しい支障を与え又は与える恐れのある行為を行ったとき。

2 当社は、前項の規定により、本サービスの利用停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をWiMAX契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

#### **第13条 通信の条件**

当社は、本サービスを利用できる区域について、当社の指定するホームページに掲載するものとします。ただし、その区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

2 当社は、技術上その他のやむを得ない理由により、事前の通知なく、無線基地局設備の移設又は減設等を行うことがあります。この場合において、前項の区域内であっても通信を行うことができなくなる場合があります。

3 本サービスに係る伝送速度は、通信状況又は通信環境その他の要因により変動するものとします。

4 WiMAX契約者は、1の料金契約において、同時に2以上のWiMAX対応機器による通信を行うことはできません。

5 電波状況により、本サービスを利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は一切の責任を負わないものとします。

#### **第14条 通信利用の制限**

当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生する恐れがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関が使用している契約者回線(当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。)以外のものによる通信の利用を中止する措置を執ることがあります。

機関名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
秩序の維持に直接関係がある機関
防衛に直接関係がある機関
海上の保安に直接関係がある機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信役務の提供に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記1の基準に該当する新聞社等の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

**第15条 料金の適用**

当社が提供する本サービスの料金は、利用料、手続きに関する料金とし、料金表に定めるところによります。

2 料金の支払方法は、当社が別に定めるところによります。

**第16条 利用料等の支払義務**

契約者は、WiMAX契約者が申込み時に指定したサービス開始日の翌日から起算して、WiMAX契約の解除があった日までの期間について、当社が提供する本サービスの態様に応じて料金表に規定する利用料の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用停止により本サービスの利用ができない状態が生じたときの利用料等の支払いは、次によります。

(1)利用停止をしたときは、契約者はその期間中の利用料等の支払いを要します。

**第17条 手続きに関する料金等の支払義務**

WiMAX契約者は、本規約に規定する手続き(延滞処理に伴う手数料を除きます。)の請求を行い

当社がこれを承諾したときは、手続きに関する料金の支払いを要します。ただし、その手続きの着手前にそのWiMAX契約の解除又は請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

#### **第18条 端数処理**

料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

#### **第19条 WiMAX対応機器及び契約者端末**

本サービスの利用には、WiMAX対応機器及び契約者端末が必要となります。

2 WiMAX対応機器は、当社が指定したものに限りです。また、契約者端末の準備、設置等及び維持管理は、WiMAX対応機器の所有者であるWiMAX契約者の費用と責任において行うものとします。

3 当社は、WiMAX契約者が、WiMAX対応機器及び契約者端末の選択を誤ったため、又は、故障その他瑕疵等のため、本サービスを正常に又は全く利用できなかった場合も、何ら責任は負いません。

#### **第20条 WiMAX対応機器に異常がある場合等の検査**

当社は、WiMAX契約者が利用するWiMAX対応機器に異常がある場合、その他サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、WiMAX契約者に、そのWiMAX対応機器の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、WiMAX契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。

2 当社は、前項の検査等の結果、WiMAX対応機器が技術基準等に適合していると認められないときは、WiMAX契約者への本サービスの利用を中止・解除等できるものとします。

#### **第21条 WiMAX対応機器の電波発射の停止命令があった場合の取扱い**

WiMAX契約者の使用するWiMAX対応機器について、電波法(昭和25年法律第131号)の規定に基づき、UQが、総務大臣から臨時に電波発射の停止を命じられたときは、WiMAX契約者はそのWiMAX対応機器の使用を停止して、自らの費用負担にて、無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)に適合するように修理等を行っていただきます。

2 当社は、前項の修理等が完了したときは、電波法の規定に基づく検査等を受けることを要求できるものとし、WiMAX契約者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾していただきます。

3 当社は、前項の検査等の結果、WiMAX対応機器が無線設備規則に適合していると認められないときは、WiMAX契約者への本サービスの利用を中止・解除等できるものとします。

#### **第22条 WiMAX対応機器の電波法に基づく検査**

前条に規定する検査のほか、WiMAX対応機器の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、前条第2項及び第3項の規定に準ずるものとします。

#### **第23条 技術仕様等の変更**

当社は、本サービスにかかわる技術仕様、その他の提供条件の変更に伴い、WiMAX契約者が使用するWiMAX対応機器の改造、交換又は撤去等を要する場合も、その費用について負担しないものとします。

#### **第24条 責任の制限**

当社は、約款の規定にかかわらず本サービスを提供すべき場合において当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、そのWiMAX契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります)について24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスの利用料等の料金額(料金表の規定によりその利用の都度発生する利用料については、本サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月(1の暦月の起算日(当社がWiMAX契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。))から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。)の一日当たりの利用料)を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3 第1項の場合において、当社の故意又は重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。

4 前3項の規定にかかわらず、当社は、本サービスの利用により発生したWiMAX契約者と第三者との間に生じたWiMAX契約者又は第三者の損害、及び本サービスを利用できなかったことにより発生したWiMAX契約者と第三者との間に生じたWiMAX契約者又は第三者の損害に対し、いかなる責任も負わないものとし、損害賠償義務を一切負わないものとします。

#### **第25条 免責**

当社は、WiMAX契約者が本サービスの利用に関して損害を被った場合、前条(責任の制限)の規定によるほかは、何らの責任も負いません。

#### **第26条 無線事業における利用の禁止**

WiMAX契約者は、WiMAX回線を自ら又は他の電気通信事業者が行う無線事業(事業法施行規則に定める公衆無線LANアクセスサービス、携帯電話等に係る電気通信事業をいいます。)の用に供してはならないものとします。

#### **第27条 利用に係るWiMAX契約者の義務**

WiMAX契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 故意に通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (2) 当社がWiMAX対応機器に登録した認証情報を改ざんしないこと。
- (3) 他人の著作権その他の権利を妨害する、公序良俗に反する、若しくは他人の利益を害する態様で本サービスを利用し、又は他人に利用させないこと。なお、当社が約款で定める禁止行為に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があったものとみなします。

2 WiMAX契約者は、前項各号の規定に違反して当社又は第三者に与えた損害について、一切

の責任を負っていただきます。

**第28条 通信の秘密**

当社は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第4条(秘密の保護)及び電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(平成16年総務省告示第695号)に基づき、WiMAX契約者の通信の秘密を守ります。

2 次に掲げる場合は、通信の秘密の適用除外とするものとします。

- (1) 通信当事者の同意がある場合。
- (2) 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第218条(裁判官の発する令状による差押等)に基づく強制の処分が行われる場合。

別記1(第14条関係)新聞社等の基準

区 分	基 準
(1)新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1)政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2)発行部数が1の題号について、8,000部以上であること
(2)放送事業者	電波法(昭和25年法律第131号)の規定により放送局の免許を受けたもの
(3)通信社	新聞社又は放送事業者にニュース((1)欄のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者等が放送するためのニュース又は情報(広告を除きます)をいいます。)を供給することを主な目的とする新聞社



## 料金表

(料金表の適用)

1. 本サービスに関する料金の適用についてはこの料金表の規定によります。

(料金の変更)

2. 当社は本サービスに関する料金を変更することがあります。この場合には、変更後の料金によります。

(消費税相当額の加算)

3. 本規約の規定により、料金表に定める料金について支払いを要する額は、料金表により算出された請求額の合計に消費税額を加算した額とします。なお、実際のご請求金額と、この料金表に規定する税込料金額の合計額が異なる場合があります。

(料金の臨時減免について)

4. 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本規約の規定にかかわらず、臨時に、その料金を減免することがあります。当社は料金の減免を行ったときは、当社に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

### 第1表 利用料等

#### 1、利用料

##### 1-1. 適用

利用料の適用については第16条(利用料等の支払義務)によるほか、次のとおりとします。

##### 1-2. 料金額

##### 1-3. 初期費用

区 分	単 位	料金額
JCN WiMAX登録料	1のWiMAX回線毎に	2,700円(税込2,970円)
別記2に定める特定事業者(以下「特定事業者」といいます。)のJCN WiMAXサービス提供区域からの転居に伴う登録費	1のWiMAX回線毎に	無料 ※1

※1 特定事業者のJCN WiMAX加入契約者が、転居に伴う解約によって、当社のJCN WiMAXに契約することを申告し、当社とのJCN WiMAX契約が成立した場合に適用します。

1-4. 利用料

本サービスには、次表の種別があります。なお、定期契約(JCN WiMAX年間パスポート)は、当社が認める場合を除き、平成26年5月31日をもって、新規、変更、追加の申込み受付を終了します。また、本サービスは、平成28年1月31日をもってサービスの提供を終了するものとします。

種別	内容	単 位	料金額(月額)
定期契約(JCN WiMAX年間パスポート)	下り速度上限を40Mbps、上り速度上限を15.4Mbpsとするサービス	1のWiMAX回線毎に	3,429円(税込3,771円)

1-5. 契約解除料

区 分	単 位	料金額
WiMAX契約解除料	1のWiMAX回線毎に	5,000円(税込5,500円)

第2表 手続きに関する料金等

1. 適用

手続きに関する料金等の適用については第17条(手続きに関する料金等の支払義務)によります。

2. 料金額

2-1. 延滞処理に伴う手数料

区 分	単 位	手数料の額
延滞手数料	1のWiMAX回線毎に	600円(税込660円)

2-2. その他の手続きに伴う手数料

区 分	単 位	手数料の額
支払い証明書発行手数料及びコンビニエンスストア対応振込票発行手数料	1手続き毎に	190円(税込209円)

別記2 別に定める特定事業者

株式会社ジェイコム東京、株式会社ジェイコム湘南・神奈川、株式会社ジェイコム埼玉・東日本、土浦ケーブルテレビ株式会社、株式会社ジェイコム千葉、株式会社ジェイコムウエスト、株式会社ジェイコム九州、株式会社ケーブルネット下関、株式会社ジェイコム札幌、大分ケーブルテレコム株式会社

附則

(実施期日)

この規約は、平成24年3月12日から実施します。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成24年10月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった料金額その他債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成24年11月28日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった料金額その他債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成25年1月20日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった料金額その他債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成25年12月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった料金額その他債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 本規約料金表に定める料金額等及び附則に記した料金額等の支払いに要する消費税相当額(附則に記した消費税相当額は、改正日における税率で表記するものとします)については、平成26年3月31日までは税率5%を加算した額とし、平成26年4月1日からは税率8%を加算した額にて計算するものとします。なお、実際のご請求金額と、本規約料金表及び附則に規定する税込の料金額と合計の料金額が異なる場合があります。

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった工事費その他債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成26年5月19日から実施します。

(経過措置)

2 当社は、「STVB約款若しくはネット約款又はテレビ約款或いは電話約款等」から「J:COM TV サービス加入契約約款若しくはインターネット接続サービス契約約款又はJ:COM PHONE プラスサービス契約約款」へ変更した契約者へは、本サービスを引き続き提供するものとします。

3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった料金額その他債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成26年7月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった料金額その他債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成27年4月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった料金額その他債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成27年10月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった料金額その他債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に生じた損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

この改正規定は、平成31年4月1日から実施します。

(実施時期)

この改正規定は、2019年6月1日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、2019年10月1日から実施します。

(経過措置)

この改正実施の際に、消費税を伴う場合の税込額(地方消費税を含む)は、本規約に定めるとおりとします。この改正実施前にかかる料金については、なお従前のとおりとします。